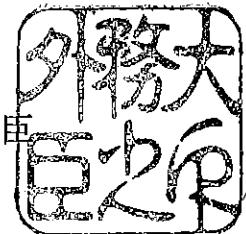


半谷史郎様

外務大臣



行政文書の開示請求に係る決定について（通知）

下記の開示請求に関し、開示請求対象行政文書一覧表（別紙）のとおり決定しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

1957年モスクワ平和友好祭の旅券発給に関する審議検討過程の文書一式

2. 開示請求番号 2015-00464

3. 開示請求受付日 平成 27年10月30日

※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申し立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）以下の裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京地方裁判所及び名古屋地方裁判所

[備考]

平成 28年01月04日

半谷史郎 様

外務省大臣官房総務課
外交記録・情報公開室

行政文書の開示の実施について（通知）

平成 28年01月04日付け「行政文書の開示の実施方法等申出書」を受領しましたので、下記の文書を開示します。

記

開示請求番号

2015-00464

本件に関する問い合わせ先

〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

外務省大臣官房総務課外交記録・情報公開室

電話：03-5501-8068 FAX：03-5501-8067

※ 本件に関するお問い合わせの際には、上記の開示請求番号をお知らせください。

開示請求番号: 2015-00464

開示請求対象行政文書一覧表

【1頁】

(別紙)

1	行政文書の名称等: 準備書面資料 (事件番号昭和32年(ワ)第9429号)
決定区分:	開示

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図面

数量: 16枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。

全部 一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合: 160円

全部 一部 (希望する部分:)

3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 記憶媒体に複写したものを交付する場合: 160円+媒体の料金

全部 一部 (希望する部分:)

複写する媒体: FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

秘密指定解除
外交記録・情報公開室

極秘

事件番号 昭和三二年（ワ）第九四二九号

準備書面資料

昭和三二年五月
移住局旅券課長

本件訴訟が提起されるに至つた経過の詳細とくに原告と当省係官との現在までの交渉の顛末

一昨年七月二十八日から十五日間モスコウで第六回世界青年学生平和友好祭が開かれることとなり同友好祭国際準備委員会からわが国関係諸団体へ招請があつたよしをもつて同年五月二十日頃同友好祭日本実行委員会代表からわが国青年、学生（三十五才以下）代表計五〇〇名を参加させたいから手続きを進められた旨當省へ申し出た。

よつて係官から邦人の共産國渡航については關係各省との協議その他の手続きを要し、かつかかる多数の団体渡航について

は審査に相当日数がかかると思われるから旅券法に定める旅券
発給申請に先だちとりあえず渡航目的使用外貨、旅行日程とと
も一行のリストを提出された旨を答えたところよういに書類
を送付越され漸く六月十一日に至り左記要領のとおり渡航計
画および出席希望者リストを提出した。

(1) 渡航目的

モスクワ市で開かれる第六回世界青年平和友好祭参加

客年五月二十三日付モスクワ友好祭準備委員会から日本実
行委員会あての招待状によれば次のとおり記載されている。

友好祭國際準備委員会は一九五六年夏モスクワに五十九カ
国の代表、オヴザリベー、青年学生団体代表、著名社会事業
家、文化人、スポーツ関係者ら一二六人の参加を得て打ち合
せの結果一九五七年七月二十八日から八月十一日まで世界各
国青年三〇、〇〇〇人参加の下に同地で第六回世界青年學生

平和友好祭を開くことになつた。

本友好祭は各国の政治、宗教、人種、国籍等にかかわりなくまづばら平和、友好、協力および相互理解を深めるため世界の青年男女の参加を歓迎するものでナスティ・ブインランド、アガニアスタン両国首相、アテネ市長、インド情報放送大臣、インドネシア情報大臣、シリア大統領、チヌエジア青年大使、ソウル事務局長ら有名人の賛同を得てゐる。

本友好祭には全世界の青年、学生団体からの参加が予想され、会期中のプログラムは芸術、スポーツおよび世界の青年学生にとり興味ある問題を取り上げ討論会を開すこと等があるものである。

2. 一回目

七月十六日ソ連船で新潟発、ナホトカから汽車でセスコト
着、二十八日から八月十一日まで友好祭参加、往路と同じヨ
ースを経て八月末新潟帰着。

3. 渡航費用

往復船賃 八、〇〇〇、〇〇〇円（一人あたり一六、〇〇〇円）

参加費 五、四〇〇、〇〇〇円（一人あたり一〇、八〇〇円）

雜費 一五、〇〇〇ドル（一人あたり五〇ドル）

右のうち船賃および参加費は在本邦ソヴィエト大使館へ支
払われるべく同大使館がこれを外貨に換えられるよりあらか
じめ円払い許可をされた旨ならびに雜費は参加者の小使に
にあてるから各人別にわりあてられた旨申し出たが前記客
年五月二十三日付モスコト友好祭準備委員会から日本実行委
員会にて招請状等及びその後の電報によれば参加者の自由か

ラソ連国境までの往復交通費は自弁、ソ連国内における食料、宿舎、乗物、教養その他の費用として一人あたり一日二ドル十五日間計三〇ドルに相当する外國通貨を徴収するが日本からのお参加者のためにソ連船をナショナル・リ・本邦ソ連間往復輸送の便宜を考慮する旨記載されているので、ソ連側の要求しているのは前記三口の経費のうち船賃および参加費計一三、四〇〇、〇〇〇円の二口の円払いと他の雜費一五、〇〇〇ドルは参加者より各自の都合により申請したものと思われる。

4、參加◎希望者

都道府県代表

二三〇人

日青協

二六

被選者

四

農業

一〇

體育

四五

労働

二五

学生

一一

洋音

一九

音楽

一八

演劇

一三

人形

五

映画

八

劇團

五

服 着 會 譲 通

飾
具

真
珠

術
品

唱

樂

國

班

事

務

員

計

五〇〇人

三

四

二

五

〇

一

〇

〇

〇

〇

前記ソ連からの招請状にも本邦から五〇〇人を招待したい旨記載されている。

政府としては本友好祭へわが方代表を招請するためあらかじめソ連側から正式に申し入れを受けたことはなく、もつばちモスコーエ準備委員会とわが関係諸団体との間に話し合いが行われていたが昨年五月十三日当省において日本実行委員会が五〇〇人参加の計画をもつて人選中の聞き込みを得たので、とりあえず省内関係局課において所要の資料を集め本催しの内容およびわが代表参加による外交上の影響等を検討した。

ついで前記のとおりの六月十一日実行委員会から参加の希望者リストの提出を求つて当省から公文をもつて関係各省の意見を求めるところに翌十二日および十九日の両回にわたり法務省、公安調査庁、警察庁、総理府、自治庁、大蔵省、文部省、厚生省、農林省、運輸省、郵政省、建設省、労働省等の係官と本件措置よりについて打ち合せを行つたが、大体左記理由により参加人員を最少限度（一〇〇名乃至一五〇名）に止めるべきである

との意見に一致した。

1、本友好祭は表面世界各国の青年が平和と友情とを高揚するため各種の催しを行うことになつてゐるが別紙甲号所載のとおり右祭典は共産主義宣伝の場に利用されるおそれが多い。
2、わが国際的立場

わが国はサンフランシスコ平和条約の承ナとおり自由主義国家群に属し、これら諸国との提携協力を外交政策の基調としているので、わが代表参加についても関係諸国の態度とあらかじめ合せ措置すべき必要がある。

この点に關し、在外公館の調査によれば、いずれの國も本友好祭に対する態度は消極的である事例を掲げれば左のとおりである。

アメリカ合衆国

參加志望者からの照会に対してはディスカレッジレ友好祭出席のためだけの渡航申請は受理しない。招請状受領者約二〇〇〇名

連合王国

政府野党とも參加は好ましくないとの態度をとり隨時これを公表している。參加希望者約一、七〇〇名

イタリア

渡航申請を不許可とすることは法律上困難があるので、申請者約二、〇〇〇名の許可手続をおくらせ大部分の渡航を認めない方針

西ドイツ

学生諸団体へ招請状が来たが諸大学新聞連絡委員会から一括参加拒否を回答した。ただし旅券発給申請を拒否する法的根拠がないので個々に参加する者を押えたい。

タイ

大学生連盟が招請を受けているが外務、警察兩者協議の上旅券発給を拒否することに決定

インド

一、〇〇〇名に招待状が来てゐるが外貨事情を考慮しこれを八〇一一〇〇人程度に制限する方針

3、外貨事情

現在わが国の外貨事情から見て五〇〇人の渡航費として申請額どおり二〇、〇〇〇、〇〇〇円に近い外貨わりあてを行ふ余裕はなく、大藏省の見解によれば一人あたり単価を船賃

五〇ドル、参加費三〇ドル計八〇ドル程度に押元、総額八〇〇〇ドルすなわち一〇〇人程度の渡航を認めるが誠實であるとのことであつた。

その間政府上層部においては、せいぜい五〇名程度に制限すべきとの意見が強く、六月二十日内田移住局長から実行委員会代表に対し五〇〇人全員の渡航を認めるとは不可能なるべき旨述べ相手方の質問に対し五十名程度ならば旅券発給の見透しある旨を答えた。

次で六月二十二日同局長と実行委代表との間に前記と略々同様の応酬が交され、同日実行委より五〇名に制限するのは如何なる理由に基くかという趣旨の「質問書」なるものか外務大臣に提出された。

六月二十日大野外務次官は田中宣房副長官と本件処理方針につき打ち合せを行い同月二十四日各省事務次官会議に付議の結果、参加人員を五〇名程度に制限することになり、次で二十七日の次官会議において参加人員は最少限に止めその中に公務員学生、前科者らを含ませないとの方針を決定した。

右にもとづき内田移住局長において引事統率實行委員会代表らと交渉し説得につとめたがとうてい承諾せざる見込みがなく代表らはあくまで全員渡航を固執し渡航人員制限の限拵についてしばしば双方の間に押し問答が繰り返された。その間一政府としては外交上、内政上の見地から五〇名程度が妥当と認めた次第であるが、実行委代表があくまで五〇〇名全員渡航を固執する場合には政府はこれを認める訳には行かず、その結果若し法律的に旅券發給拒否という段階に至れば、その通り^行は旅券法第十三条第一項第五号といふこととなる。「との趣旨を述べたこともある。かくて時日の経過に伴い、出発期日が切迫するに及び代表らの態度は益々尖鋭化し、連日多數の代表をくり出し、何回となく局長、次官、大臣らへ渡状攻撃を行いかつ参加希望者数百名も集団会見を申し込み、警察官に制止されるたびに當省門前に座り込み戦術を行ふうちに社会党議員を動かし外

務大臣へ直接陳情を試みさせるなど收拾の見とおしが立たなく
なつたので政府において事態を話しにより円満に解決するた
め折角対象を考究した結果、この際、劇、舞踊等文化的の催しに
参加する者一五〇名の約半数、各地方代表者一二三〇名中の
約七〇名及び事務要員約一〇名計一五〇名程度の渡航を認める
も已むを得ないとの方針を定め、七月十二日内田移住局長より
実行委代表にこの旨を伝え、これにより漸く打開の~~脚~~^足が開けられ
前記示威運動および外務大臣への陳情等はあいかわらず続けら
れたが大勢は円満妥結の方回に傾き、実行委員会代表から一五
〇人のほか医療関係者旅行世話入ら五人を加えた一五五人の渡
航を認めることならびに人選については実行委員会に一任する
ことを申し出たに対し内田移住局長においてこれを了承したの
で手を打つことになり七月十七日実行委員会代表平沢栄一から
本件は解決した旨の覚書一別紙乙号一を内田移住局長へ提出し

た。

よつて当省において実行委員会が選定した一五五人の旅券發給申請書を受理し翌十八日深更までに旅券の作成および交付を了した。

一行は七月十九日夕新潟港発ソ連船モジヤイスキー一一〇〇〇トンでソ連へ赴いたが前記渡航費三口につき大蔵省から手続きを指示されたにかわらずいつこゝれを実行せず結果ソ連側のオールギヤラントイで渡航したことになつてゐる。

2	行政文書の名称等： 第六回世界青年学生平和友好祭について（別紙甲号）
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：30円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 記憶媒体に複写したものを交付する場合：30円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)
複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

極秘

第六回世界青年学生平和友好祭について

昭三二、七、二

本友好祭の日本実行委員会が発表した資料によれば、モスクワで行われた本友好祭の国際準備委員会会議は「私たち青年、学生のいろいろな団体、運動、組織、文化、スポーツ、労働組合その他の代表」を集めて行われたことになつてゐるが、右委員会のメンバーには世界民主連盟会長ブルーノ・ペルニーおよび国際学生同盟会長ユーリー・ペリカンが含まれており、在仏古連大使の報告によれば、フランス治安当局は本友好祭が世界民主青年連盟および国際学生同盟の共催にかかるとみてゐる。

右兩国団体が世界平和評議会、世界労連などを並んで国際共産運動を代表する主要な国際的組織であることは少くとも自由世界においては一般に認められてゐることである。

特記世界民主青年連盟は一九四五年ロンドンで第一回世界青年

大会を開いて正式に連盟を結成して以来、第一回世界青年学生平和友好祭（一九四七年パリ）、第二回世界青年大会（一九四九年ブダペスト）、第三回世界青年学生平和友好祭（一九四九年ブダペスト）、第三回世界青年学生平和友好祭（一九五一年ベルリン）、第三回世界青年大会（一九五三年アカレスト）、第四回世界青年学生平和友好祭（一九五五年ワルソー）等の行事を主催し、これらを通じて「平和擁護」、「ファンシムと帝國主義反対」、「植民地青年との連帯」、「戦争挑発者の討伐粉碎」、「外國軍隊の撤退」、「軍縮と核兵器の禁止」などのスローガンを宣伝してきたが、これらのスローガンはソ連の外交政策上のスローガンと全く同じであり、したがつて自由諸国と対立關係に在るソ連の外交政策を宣伝しているものと言わざるを得ないものである。

本友好祭が前記第五回友好祭に続くものであることは疑ひなく

したがつて本友好祭においても右のようなスローガンが宣伝されるとしてよいであろう。本友好祭に関する日共当局の五月二十九日付の全覚標題に対する要説文は、つきのよう（本友好祭への参加の意義と当面の努力目標を打出している（六月一日付横濱通信第二八五号による）。

「この祭典は、国際間の緊張の緩和と平和共存のため、未來の世界のために手である青年の友好のために大きな意義をもつものである。」

日本の青年代表のこの祭典の参加と、日本国内での平和友好祭の開催は、世界青年の平和と友好のための運動に歩調を合せ、日本青年の平和を守る斗争を進める上に大きな役割を果すである。各々の団体の性格や、現在斗つている諸問題や諸条件に応じ要求に基いて、各々の創意を十分に延した運動として進めることによりて、この運動を大衆自身のものにすることができる。」

3	行政文書の名称等： 覚書（別紙乙号）
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 1枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：10円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 記憶媒体に複写したものを交付する場合：10円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)
複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

覺書

本年モスクワで開かれる第六回世界青年学生平和友好祭に当委員会で五〇〇名参加することを決定し必要手続をとり準備を進めて来たが諸情勢から話し合いの結果今回一五〇名の渡航によつて本件は解決したこと認めます。

昭和三十二年七月十七日

第六回世界青年学生平和友好祭日本実行委員会

代表委員

平

沢

栄

一

(署名)

平沢印

外務省内田移住局長 殿

委員会印

4 行政文書の名称等： 第六回世界青年学生祭参加状況調査依頼の件
(欧三合第六七二号、昭和32年5月18日付)

決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 4枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：40円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 記憶媒体に複写したものを交付する場合：40円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)
複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

秘密指定解除 外交記録・情報公開室

記錄分類

中興四月廿日青年學生聯合會加派總務委員會總
幹事會各年級學生會長學生會民女青年學生
W.F.D.Y.)以各年級學生青年學生會合併之

本年六月三十日止の支那に連邦支那に
おこなわる同種の春年金を算定用紙を送り
おこなう。今月は該用紙を送る事無く送付す。

予達の精算が終り、本邦上あるものと總合併
日本民元清單(連邦支那)を
合算。總共用紙は計し約五百萬の支那が
送り回り(支那の支那)へ
日本へ運送を終り、其總額が多矣。

用事

卷之三

卷之二十一

廿五日十一時分（嘉祐三年）

卷之三

日本はボーランド大會

其後安帝遣使持符書，猶空頭書也。如其事，

三歳の夏の晩年連壁は、文政十四年七月の本年の

李平生不之以爲，但其勢有二千石，事數十周

多八百四十千石，其三百六十五石，米三百石

均輸之行之，此皆之謂也。流布者，亦三十石

許，而下者加半。每石計之，實比國政之本

取放之，自以之謂也。惟其上，更當以數者為之。

5	行政文書の名称等： 在米国日本国大使館からの回答文書 (第六回世界青年学生祭参加状況調査の件(第1279号)及び第六回世界青年学生祭参加状況に関する件 (政第2177号))
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 11枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：110円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 記憶媒体に複写したものを作成する場合：110円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)
複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

機密

秘密指定解除
外交記録・情報公開室

電信写

昭和三二一八五九二

暗

ワシントン本省

六月一日一五三〇發歐三二日〇七四七着

石井大臣臨時代理

朝大海大使

(第六回世界青年学生祭參加状況調査の件)

第一二七九号

貴信歐三合第六七二号及び貴電合第二七七号に關し
館員をして國務省につき調査せしめたる結果左の通り。

米国政府は本件世界青年学生祭は、ソ連及び國際共産主義の目的に奉仕するコミニストの宣伝の具に供せられるのみであり
この種催しへの参加に関する照会についてはこれをディスカレッジし、このための渡航申請は承認しないことにしている。最近Barbara Perryなる青年団体より学生祭に参加し、共産主義に対し積極的にseek outせんとする目的をもつて参加申請があつたが、國務省は個人の力をもつてしては well organizeされた

記帳

機密

秘密指定解除
外交記録・情報公開室

電信写

(第一二七九号の二)

本件催しには対抗できないであろうとして、これをディスカレッジした趣である。

二、しかしながら実際問題としては入ソを禁止する権限はなく、他の名目で西独等より入ソする者を防ぐことは出来ないが実情である。米国より約二〇〇名を招請しあることは事実である模様。

三、本件に関する種々の問合せに對し米国政府の立場を盛りたる國務省広報局回答案文空送する。

(了)

配布先 次官、官房長、局部長、次參、總、米、歐、三情、二移
渡、審、大阪

歐亞局長

第三課長

別紙添附

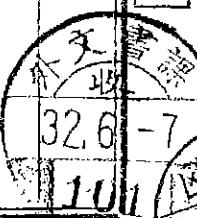
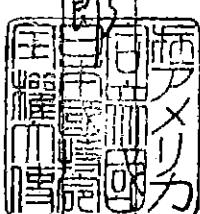
政文 一一一四四号

昭和三十二年六月三日

在米

特命全权大使

朝海浩一郎



外務大臣臨時代理

國務大臣 石井光次郎 殿

記帳丁

歐三 1273

十六回世界青年學生祭參加狀況(開會本
往電才一一九号に關し一九五六年二月四日付 W.F.
D.Y.A 招待共、右に開レ同年四月十一日 American Youth
Hostels, Inc. 本部が國務省に對し行つた開合セ共、之に
對し國務省弘報局施行した回答文(同年五月一日付)

在外公館

並びにかかる照会に対する通常開拓省の行う回答文の
ドラフト別添の通り送付する。

LETTER OF THE EXECUTIVE COMMITTEE OF THE WFDY
TO ALL YOUTH ORGANISATIONS

Dear Friends,

Every two years, the World Festival of Youth and Students, an international youth gathering devoted to developing friendship among young people as well as being a traditional celebration of culture and sports, is held.

During our Executive Committee meeting which was held from February 1st - 4th in Helsinki, the holding of the next Festival was examined. On the basis of the kind invitation of the Soviet youth, the Executive Committee of the WFDY proposed that the VIth World Festival of Youth and Students for Peace and Friendship in Moscow take place from July 28th to August 11th, 1957, and that it be organised jointly with all national and international youth and student organisations.

The Festival programme can be comprised of many events and activities such as inter-delegation meetings, meetings of delegations from the same regions of the world, meetings by trade, faculty, interests and religions, cultural competitions, artistic performances, sports competitions, exhibitions, excursions, visits and many other interesting events covering all aspects of youth activities. These ideas for the programme can be greatly enriched by new proposals from every interested organisation. In this way the programme will make it possible for every organisation to prepare for the Festival and take part in it on the basis of their own interests and activities.

In this sense we reaffirm that the VIth World Festival is open to all those concerned with the interests of youth.

We invite all youth organisations to participate, on an equal basis, in the preparation and organisation of the Festival, either in its entirety or on particular aspects of the programme.

For our part, our Executive Committee formulated our preliminary proposals concerning the programme and preparations. We are prepared to present them for discussion to all organisations, with the aim of an international preparatory meeting, which will be held in Moscow in August, 1956. This meeting will be able to decide on all the principle questions concerning the VIth Festival. It will create an International Preparatory Committee for the VIth Festival of Youth and Students for Peace and Friendship, a field for co-operation of the organisations who together will make the next Festival an event of incomparable value.

International and national youth and student organisations, cultural and sports organisations, are cordially invited to send their representatives to this meeting, as well as their proposals for the programme, competitions and other aspects of the Festival.

We hope that with this in mind, on a national scale, these organisations will make contact with other interested organisations to promote the preparations and participation of their country in the Festival, to set up national preparatory bodies and to appoint their representatives to the International Preparatory Committee.

We hope that you will shortly communicate to us your own proposals and that broad discussion on this basis will be developed.

In conclusion, we think that during the preparation and organisation of this Festival, with all the possibilities that it offers, the youth of the world will be able to make a useful contribution to the improvement of international co-operation, to the strengthening of bonds of friendship between all young people and to the moral and physical development of the young generation.

Hoping to receive your early reply, we extend our most friendly greetings.

Helsinki, February 4th, 1956.

For the Executive Committee
of the WFDY,

/t/s Bruno Bernini
Bruno BERNINI
President

/t/s Jacques Denis
Jacques DENIS
General Secretary

AMERICAN YOUTH HOSTELS, INC.
NATIONAL HEADQUARTERS,
14 West 8th St.,
New York 11, N.Y.

April 11, 1956.

Mr. Moses Hirschtritt, Chief
Voluntary Programs Branch
Youth Activities Division
Department of State
2145 C Street, N.W.
Washington, D.C.

Dear Mr. Hirschtritt:

Please note the attached letter from the World Federation of Democratic Youth, Benczur U.34, Budapest VI, Hungary.

May I impose to ask what you know about this group? Do you know of any group planning to travel in Russia in 1957? Will the State Department allow student groups to go to Russia in 1957? Encourage them to go?

I will appreciate any information you can give us on the subject.

Sincerely,

Justin J. Cline
Executive Director.

In reply refer to
SEV

May 7, 1956.

Dear Mr. Cline:

Mr. Moses Hirschtritt has asked me to reply to your letter of April 11 enclosing a letter you have received from the World Federation of Democratic Youth (WFDY) inviting the American Youth Hostels, Inc. to participate in a forthcoming festival to be held in Moscow in 1957. Your interest in inquiring as you did is appreciated.

The WFDY was founded in November 1945 at the World Youth Conference in London, convened by the Communist-controlled World Youth Council. It was widely supported at first, since it claimed to be non-political and because it aspired to be all-embracing. From the outset, however, the WFDY was biased in favor of Soviet policies. By 1949, most of its non-Communist members had resigned, proceeding to form their own organization, the World Assembly of Youth (WAY) which is still in existence today.

As demonstrated in practice, the aims of the WFDY are almost entirely political and consistently pro-Communist. They were listed as follows, directly and by implication, in a manifesto to the "Young People of all Countries", issued by the WFDY's Budapest Congress in September 1949:

Condemnation of the war-like preparations of big capitalists, headed by the American imperialists.

Attacks on the Marshall Plan and the North Atlantic Treaty.

Allegations of the violation of democratic freedom in all countries oppressed by the imperialists, including the United States.

A call to youth organizations to "render utmost support to the young democrats of India, Viet-Nam, Burma, Malaya, Indonesia and other colonial dependent countries in the struggle for peace and the independence of their peoples."

An appeal to youth to support the "invincible army" of peace partisans, "headed by the mighty Soviet Union, which made a decisive contribution to the defeat of Fascism."

A call for unity of international youth within the WFDY, and a condemnation of the forces seeking to split this unity.

Apart from the indoctrination of young people on Soviet Communist lines, the main object is to recruit future members of the Communist Party. This was clearly stated in the Cominform journal of March 28, 1952:

Mr. Justin J. Cline, Executive Director,
American Youth Hostels, Inc.,
14 West Eighth Street,
New York 11, New York.

"Working youth constitutes that inexhaustible reserve which replenishes the ranks of the Communist and Worker's parties. The Communist and Worker's parties demand from all their organizations and from each Party member more work among youth."

Prior to this announcement, Jacque Denis, French Communist Secretary General of the WFDY, stated in 1951 at Bucharest:

"The sixth anniversary of the WFDY will be celebrated with an even more powerful intensification of the struggle to overthrow the aggressive plans of the Anglo-American imperialists."

More recently, we have observed a shift in Soviet-Communist tactics initially conspicuous in the broad surface of its foreign policies. As a preface to the then-hoped-for big four conference in 1955, orders were issued to all Communist, Communist-front and fellow travelling agencies to publicize the so-called "peaceful co-existence and friendship" line. True to form, the WFDY obeyed this injunction and continues to do so, as evidenced by the letter you have received from that organization.

A revealing climax to this artful propaganda was reached at the Geneva Foreign Ministers Conference in October 1955, when the Soviet Government did not see fit to pursue an initial agreement in principle reported by President Eisenhower, following the conclusion of the Big Four Conference in July. The President had reported:

"In the matter of increasing contacts, many items were discussed. ... the subject that took most of our attention... was the possibility of increased visits by the citizens of one country into the territory of another, doing this in such a way as to give each the fullest opportunity to learn about the people of the other nation. In this particular subject there was the greatest possible degree of agreement."

As a matter of fact, the Soviet Delegation to the October Conference rejected all 17 constructive proposals put forward by the United States, the United Kingdom, and France, many of which would have involved a freer cultural exchange between the Soviet people and the free world.

A number of groups of Americans have indicated an interest in visiting the Soviet Union and, at the present time, the United States imposes no restrictions on such trips. Any decisions to undertake this travel, however, rest with the individuals concerned. In this connection, it should be remembered that all travel by foreigners in the Soviet Union is under the close control and supervision of Soviet authorities. This control, exercised indirectly through the media of the single Soviet Government tourist-travel agency, "Intourist", is designed to insure that foreign visitors do not stray from permitted routes or obtain information in any form which, according to the dictation of the Communist regime, may be to the net disadvantage of the Soviet Union.

A traditional policy of the United States Government has been to favor the widest possible exchange of persons with other nations in the interests of improving mutual understanding and friendship. In spite of the unwillingness of the Soviet Government to reciprocate in kind and to remove the restrictions and controls so often placed on foreign travel within its borders and those of the satellites, we have continued to press for a widening of contacts, particularly in areas where there is a demonstrable mutual benefit.

We believe that primary consideration must continue to be given to the net effect such exchanges have on our national interests. In turn, we realize that the Soviet Government will give first consideration to its own interests. Within this framework, however, we believe that there is a definite place for an exchange program with the Soviet bloc countries which can benefit the peoples of both the United States and the Soviet bloc country concerned.

Sincerely yours,

John P. Meagher
Chief
Public Services Division

/Draft substantial text for reply to inquiries regarding attendance at 6th World Festival of Youth and Students, Moscow, July 28 - August 11, 1957/

The United States Government regards the Sixth World Festival of Youth and Students for Peace and Friendship, to be held in Moscow this summer, as an instrument of Communist propaganda which serves the purposes of the Soviet Union and international communism. It is the view of the Department that participation in this festival by American individuals or youth groups would have the effect of lending respectability to an event which has served Communist purposes so well in the past and which the Soviet orbit still regards as of great advantage.

It would not be in the interest of the United States to have Americans participate in an activity sponsored by youth organizations committed to the support of Soviet foreign policy, especially with the results of that policy for the people of Hungary fresh in mind. Major American and non-Communist international youth groups have decided to boycott the festival.

The Department appreciates your interest in the possibilities for developing international understanding through people-to-people contacts, etc. - a field in which our Government plays a very active role. However, in this case, in accordance with the policy stated above, the Department of State would strongly urge that you not attend, that you not engage in any effort to encourage participation in, etc., the Sixth World Festival of Youth and Students.

6	行政文書の名称等： 在インド日本国大使館からの回答文書 (第六回世界青年学生祭参加状況調査に関する件(印第421号))
決定区分：	開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 4枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：40円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 記憶媒体に複写したものを交付する場合：40円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)

複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

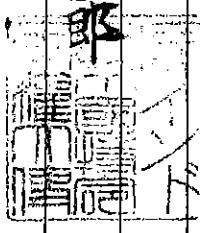
支那局長 印 第四三号

第三課長

昭和廿二年六月廿日

在以下

特命全權大使 吉沢清次郎



欽重局
32.6.6
第三課

支那事務課
32.6.6
59

アジア局長

参考事

第四課長

官 方六四世界青年學生祭參加
外務大臣臨時代理
石井光次郎 殿

狀況調查に関する件

五月十八日付貴信致三合方六七二号に關レ、

取リ敢えず左記の通り報告する。

記

記帳了

歐三 1232

JAPANESE EMBASSY

イ ン ド リ ア ン の 本 件 准 備 機 関	イ ン ド リ ア ン の 指 導 教 數	0 0 0 名
(1) インド國及居住者ニ对于	七 五 〇 名	
(2) 英國及他の改進諸國ニ留學する人ノ		
人学生ニ对于	二 五 〇 名	

Indian Preparatory Committee 及 Indian National
Preparatory Committee は、印度及改進諸國の
諸の連絡組織として、兩国共、其の準備指導
下に在る。印度ニ其の指導者を異にする
爲め、印度に自己の準備下に於ける事は、
然るに、諸躍進である。

三
、
イ
ン
ド
リ
ア
ン
の
方
針

以上政府の本件担当省は外務省であるが、昨年

JAPANESE EMBASSY

の参加者約二四〇名、其年生主に外貨事
業者より、N.M.-100名、需
レーミナリ、即ち、賃金者等が行かれる
機会である。

四十のN.I.D.、人材育成センター、国際及文化研
究所等、次の回に於ける輸出貿易の問題
である。

All India Sports Council

20.

National Union of Students (Hyderabad) 10.

All India Students' Conference 10.

Young Men's Christian Association 2.

Youth Department of the All India

Congress Committee 4.

JAPANESE EMBASSY

Bharat Sevak Samaj	4.
Bharat Yuva Samaj	4.
All India Students Federation	4.
Federation of Indian Youth	4.
Bharat Scouts and Guides	4.
All India Students Congress	4.
Total	70.
Total number of Indian students in Japan	
② Indian students	
Total number of Indian students in Japan	
失ふる事の原因は日本語の問題である。	

7

行政文書の名称等： 在タイ日本国大使館からの回答文書
(第六回世界青年学生祭参加状況調査の件(第233号))

決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 1枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：10円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 記憶媒体に複写したものと交付する場合：10円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)
複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

秘密指定解除
外交記録・情報公開室

電信写

昭和三二 八六三九 略 バンコック 六月三日一六〇〇発歐三

本省 三日一八四九着

石井大臣臨時代理

没沢大使

(第六回世界青年学生祭參加狀況調査の件)

第二三三号

貴電合第二七七号に關し

外務省担当官について調査せることろ、大学生連盟が招待を受けており、同連盟の幹部は参加を希望している模様であるが、現在までのところ旅券の申請はしていない。警察及び外務省旅券課協議の上、本件参加者には旅券を發給しないことに決定せる趣である。

(了)

配布先 次官、官房長、局部長、次參、總、亞總、歐三協、情、
二移渡、審、經審、大阪

8

行政文書の名称等： 在英國日本国大使館からの回答文書
(第六回世界青年学生祭参加状況調査依頼の件(第494号))

決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。

全部 一部 (希望する部分：)

2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：20円

全部 一部 (希望する部分：)

3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 記憶媒体に複写したものを交付する場合：20円+媒体の料金

全部 一部 (希望する部分：)

複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

秘密指定解除
外交記録・情報公開室

電
信
写

昭和三二 八六八四 略 ロンドン 六月三日一九三四發 欧三

本省 四日〇八〇三着

石井大臣臨時代理

西大使

(第六回世界青年学生祭參加状況調査依頼の件)

第四九四号

貴電合第二七七号に關し

英政府（労働党も同様）は青年祭參加は好ましからずとの立場をとり隨時これを明らかにしているが（例えば昨年十月下院における外相及びハーバート・モリソン発言）英市民の申請ある場合旅券拒否できない建前なので希望者の渡航は抑制できないとしている。六月一日にて英国内斡旋団体たるBritish Youth Festival Committeeは本年度參加申請を締切つたが約一七〇〇名（内学生三〇〇、労組二五〇、スポーツ一〇〇、演劇三五〇、キリスト教関係一五〇、その他五五〇）の参加が予想されてゐる。

秘
密

秘密指定解除
外交記錄・情報公開室

電
信
寫

一九四九年四月二十七日

配布先 次官、官房長、局部長、次參、總、歐二三情各課、移渡
審

9

行政文書の名称等： 在オーストリア日本国大使館からの回答文書
(第六回世界青年学生祭参加状況調査の件(第42号))

決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 1枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：10円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 記憶媒体に複写したものを交付する場合：10円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)

複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

秘密指定解除
外交記録・情報公開室

電信写

昭和三二 八七四一 略 ウ イ ネ 六月四日一二一五發 欧三
本 省 古 内 公 使

石井大臣臨時代理

(第六回世界青年学生際參加狀況調査の件)

第四二号

貴電合第二七七号に關し

共産系民主団体を通じ約一、〇〇〇名が招待されているが、当國政府は何等制限する意向なき由。

(了)

配布先 次官、官房長、欧亜、情文各局長、総、亜總、米、欧

一、三、情、一、二、三

10 行政文書の名称等： 在ドイツ日本国大使館からの回答文書
(第六回世界青年学生祭参加状況調査の件(第68号))

決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 1枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。

全部 一部 (希望する部分：)

2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：10円

全部 一部 (希望する部分：)

3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 記憶媒体に複写したものと交付する場合：10円+媒体の料金

全部 一部 (希望する部分：)

複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

秘密指定解除
外交記録・情報公開室

電信写

昭和三二 八七七一 暗ボン 六月四日一七四七発 欧三
本省 五日〇八二一着

岸 大 臣 武 内 大 使

(第六回世界青年学生祭參加状況調査依頼の件)

第六八号

貴電合第二七七号に關し

西独の青年学生諸団体に對して招請状が來てゐるが、既に諸大学
学生新聞連絡委員会より參加拒否の一括回答を行つた趣。

ただし当國には旅券下付拒否法規がないので(客年往信第三三三
号參照)外務省筋でも個々に參加するものはあり得べしと見てい
る。

(了)

配布先 次官、官房長、局部長、次參、總、歐、三情、二審、
大阪

外務省

記帳了

は厳重にされたい

11	行政文書の名称等： 在フランス日本国大使館からの回答文書 (第六回世界青年学生祭参加状況調査報告の件(仏第602号))
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：30円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 記憶媒体に複写したものをお渡しする場合：30円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)
複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

秘密指定解除
外交記録・情報公開室

次官

極秘

仙第六号書

歐亞局長

第三課長

昭和三〇年六月四日

在フランス特命全权大使 古墳鉄輝

外務省時代理右井次郎殿

渡航書記處

欧三 128

78

了

記



十六回国際青年学生会參加状況調査報告の件
前回日本貴信政令金中六七二号王もウソ調査方角依頼の標記
の件右開く左の如く報告する。
アラニス若安専局に於て W.F.D.Y 及び I.I.S (International Union of Students) 貴信口條子ノ面世青年学生会が
正調查の如く開催するべきことを確認したる。

出席人員数につきは少人ともより招待數に相當する。三万名五十四人

多易行ひかと觀測を爲す。

六、フランスはおもては、平時から各人の希望により旅券の發給を以てあり、相半國の入口査定をえあれば、自由口出国してうる運転がひ犯罪等による國境、宿泊場所以扣え出国を阻止せらるゝを特殊の場合は除りては、旅券面よりするコントロールは有る。

外貨面よりするコントロールとしては、併貨持出が通常一人一回三万フランと定められ、其制限が極まつた。今回の場合に予想される如く、相半國における費用を負担する場合は、この面よりするコントロールを率直に存する。従事もこの種催しの参加者については、その自由出國を阻害する事無くあり、全國的自然なりと考へて之等の説明を受ける。

又れ、從事、東歐諸國、中立の衆の大衆國体（併り協会、フランス民兵主義青年同盟等、共産處す功表面口は現われず）の幹

施口下り旅行の者の中は多く、その範囲もと至口は、ド
ニール旅口属する者多く含んであるが、旅者は法の許す程度
の小額（もと3名同的）で、願文願出、あらかじめ幹施園体^が支出（半
年も佛化算口）（他は三つとく相半國の負担とするが、通
常の例である）。

12	行政文書の名称等： 第六回世界青年学生平和友好祭に関する件（第258号）
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：20円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 記憶媒体に複写したものを交付する場合：20円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)

複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

秘密指定解除

外交記録・情報公開室

要写 部

官 房 長

政 疆 局

第三課長

記録分類丁 2 1. 1. 1. 1.

主管
移住局長

參事官

主任
渡航書記官

電信課長

發電係

起案者

昭和 32 年 6 月 25 日 起案

25

宛

力 力 大 使

番

大 12

号

8881

件名
第六回世界五十年和平友好祭典電送第
昭和 32 年 月 日 前後 時 分 発

近々東京にて開催される第六回世界

平四年六月廿一平和友好祭典には、力力大使

外務省

記帳 清料金機算

記帳 清

回覧番号

本件友好祭の実体、ソ連政府の

主計する爲め、サハ連署請圖

參加申請、シテ其の上記事項

用意